米国発明法(AIA) 10 周年の評価及び関連動向

2021 年 9 月 23 日 JETRO NY 知的財産部 石原、赤澤

米国発明法(AIA: Leahy-Smith America Invents Act)は2011年9月16日にオバマ大統領が法案に署名し、成立してから10周年を迎えた。AIAによって、先発明主義が先願主義に移行されたり、USPTOに特許審判部(PTAB)が設置され新たな審判制度が導入されたりするなど、米国の特許制度に大きな変更があった。AIAで導入された審判制度はAIAレビューと呼ばれ、具体的には、特許付与後のレビュー制度であるPGR(Post Grant Review)、紛争当事者のためのレビュー制度であるIPR(Inter Partes Review)及びビジネスモデル発明について期間限定で実施された特許付与後のレビュー制度であるCBM(Covered Business Method)がある。

10 周年を迎えたことで、米国の知財関係者の中では、AIA の 10 年間の評価 や改善策が議論されている。

(先願主義に関する評価)

まず、先願主義への移行については、影響は限定的だったと評価されている。移行前は、個人発明家等の出願に不慣れな者への悪影響が懸念されていたが、実際には、手続上の負担が比較的小さく出願日を確保できる仮出願が以前から活用されていたことなどから大きな問題は生じなかった。仮出願の件数は、先願主義へ移行する直前の2012年度は163,031件(全特許出願件数に対して0.29倍)、2020年度は174,464件(同0.27倍)となり、顕著な変化は見られなかった。

(AIA レビューに関する評価)

他方で、PTABの設置、特に当事者系レビューである IPR の導入については影響が大きかったと評価されている。IPR は、質の低い特許に基づいて特許権侵害訴訟が提起されることを防ぐ目的で導入され、導入当初から特許が無効になりやすいと指摘されていた。例えば、USPTO による 2015 年度の分析では、同年度中に IPR で審理されたクレームのうち 46%は無効と判断されたことが示されている²。そこで、特許権者は侵害訴訟の提起にあたって、侵害を主張するクレームをより注意深く選び、被告による IPR の請求をあきらめさせるために多数の特許権に基づいて侵害を主張するようになった。また、PTAB において IPR の審理手続が開始されると、裁判所において訴訟手続が保留されることがあるため、保留の可能性が低い地区の裁判所を選ぶようになるなど、特許権者の訴訟

_

 $^{^1}$ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/ip/news/pdf/110916.pdf 2 https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/2015-09-30%20PTAB.pdf なお、2021 年度第 3 四半期までの分析では、同年度中に審理されたクレームのうち 37%は特許無効と判断されている。IPR と PGR の比率は不明であるが、請求件数の比率が約 9 対 1 であることから、37%という数字は概ね IPR におけるクレームの無効率を表していると考えられる。https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/ptab_aia_fy2021_q3_roundup.pdf

戦略に影響を与えた。地裁における特許権侵害訴訟の請求件数 3 は、最も多かった 2015 年度の 5,838 件から、2019 年度には 3,347 件に減少した。 IPR の請求件数も同様の傾向で、2015 年度の 1,793 件から、2019 年度には 1,322 件に減少した 4 。

IPRで特許が無効になりやすくなった結果、知財関係者からは、特許権の価値が下がり特許制度の意義が失われつつある、特許制度のバランスが失われつつある、という意見が聞かれるようになった。そのような状況で、オバマ政権からトランプ政権に交代し、Iancu前 USPTO 長官が PTAB 改革を実施した。例えば、レビュー手続においてレビューの請求人と特許権者の両者が見解を述べる機会を拡充したりが、特許クレームの文言の解釈基準を特許権者が有利になる基準に改めたりが、特許クレームの訂正手続に関する試行プログラムを実施したりづするなどの改革が行われた。これらの改革を支持する知財関係者は多く、PTABはレビュー請求者と特許権者との間の一定のバランスがとられるフォーラムであると考えられるようになった。2020年の IAM 誌のアンケート調査では、Iancu前長官による改革について支持は 46%、不支持は 27%であった。

しかしながら、トランプ政権からバイデン政権に交代し、上院司法委員会知的財産小委員会の委員長に就任した Patrick Leahy 議員(バーモント州選出、民主党)は、Iancu 前長官による改革について AIA を逸脱した部分があったと批判している。同議員は AIA を提案した議員であり、民主党の重鎮である。知財関係者の中でも、特に、IPR と特許権侵害訴訟が併存する場合に PTAB が裁量で IPR の審理開始を却下していることについて改善すべきか否か議論されている。

(AIA レビューに関するバイデン政権下での議論)

AIA レビューがバイデン政権でどのように扱われるのかが注目されているところ、USPTO からは前政権の施策を維持する以下①の試行プログラムの延長、Leahy 議員からは前政権の施策を改める以下②の法案、に関して動きがあった。

① AIA レビュー手続における特許クレームの訂正手続に関する試行プログラム の延長

USPT0 は 9 月 16 日付官報 9 で、上述した AIA レビュー手続における特許クレームの訂正手続に関する試行プログラム 10 の実施期間を 2022 年 9 月 16 日まで延長すると公告した。

この試行プログラムは、AIA レビューにおいてクレーム訂正の申立

³ Unified Patens 社の Patent Dispute Report を参照。

⁴ ただし、特許権侵害訴訟については、特許権者が活用しやすい地裁(テキサス州西部地区)で請求件数が増えており、2020 年度には 3,777 件に増加し、2021 年度も増加傾向にあると言われている。

⁵ https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2018/20180817-2.pdf

⁶ https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2018/20181112-7.pdf

⁷ https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2019/20190410-1.pdf

⁸ IAM 社の 2020 benchmarking survey(summer)を参照。

⁹ https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-09-16/pdf/2021-20037.pdf

¹⁰ 脚注7参照。

(Motion to Amend、MTA) がほとんど認められないという懸念に対応して 2019 年 3 月に開始された。具体的には、MTA を提出する特許権者は PTAB による予備的見解 (preliminary guidance) の通知を希望するか否かを選択できるほか、訂正クレームに対するレビュー申請人の反論を踏まえてクレームの再訂正を提出することができる。

2020 年 7 月に公表された MTA に関する調査¹¹によると、試行プログラム開始以降に提出された MTA58 件のうち、48 件で予備的見解の通知が請求されている。官報の中で USPTO は、試行プログラムのこれまでの実績に基づいて実施期間を延長したとし、2022 年 9 月 16 日以降に再延長するか中止するかを検討するとしている。

② IPR の裁量却下を禁止する法案の提出予定

9月22日、Leahy 議員はAIAの10周年を記念するイベントにおいて、特許有効性に対する異議申立の仕組みを元に戻すための法案を提出すると発表した。法案はまだ提出されていないが、Leahy 議員の説明によると、PTABによるIPRの審理開始の裁量拒否を制限し、法定要件を満たせば PTAB が審理を開始することを求めるものである。さらに、USPTO長官による PTAB の判断への介入を制限する等、IPRに関する複数の改正が含まれるとされている。

(以上)

¹¹ https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Ipnews/us/2020/20200722.pdf